

新型コロナウイルスワクチン接種における救済制度の取扱いについて

令和6年3月まで

- 新型コロナウイルスワクチン接種は、全て予防接種法上の「特例臨時接種」として実施。
- 新型コロナウイルスワクチン接種の副反応による健康被害が生じた場合、年齢等にかかわらず、予防接種法に基づく「予防接種健康被害救済制度」による救済の対象。



令和6年4月以降

- 令和6年3月末で「特例臨時接種」が終了し、令和6年4月以降は、以下の対象者について、予防接種法に基づく定期接種として実施。
 - ① 65歳以上の高齢者
 - ② 一定の基礎疾患を有する60歳から64歳までの者（インフルエンザワクチン等の接種対象者と同様）
- また、上記の定期接種の対象者以外であっても、予防接種法に基づかない「任意接種」として接種の機会を得ることができる。
- 「任意接種」で新型コロナウイルスワクチン接種を行い、副反応による健康被害が生じた場合、「医薬品副作用被害救済制度」による救済の対象。

新型コロナウイルスワクチン接種における救済制度の取扱いについて

救済の**請求日**は、令和6年4月1日以降ですか。

はい

救済を求める原因となった接種の**接種日**は、令和6年4月1日以降ですか。

はい

救済を求める原因となった接種は、**定期接種**として行われた
ものですか。

※コロナワクチンの定期接種：以下の者に対し、毎年秋冬に1回その年のウイルス
株に対応するワクチンを用いて市町村が実施するものをいう。

①65歳以上

②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の
日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルス
により免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

すなわち
定期接種
対象者

いいえ

いいえ

はい

いいえ

予防接種健康被害救済制度

市町村に請求

(臨時接種及びA類疾病の定期接種)

予防接種健康被害救済制度

市町村に請求

(B類疾病の定期接種)

医薬品副作用被害救済制度

PMDAに請求

(任意接種)